

商号又は名称	
担当者名	
担当者の役職名	
電話番号	
メールアドレス	

- ・特例業務届出者の連絡先を記入してください。(会計事務所や弁護士事務所等の連絡先は不可)
- ・上記の情報は、事業報告書の内容確認のほか、その他特例業務に関する連絡に利用させていただきます。

基準日	yyyy	mm	dd
-----	------	----	----

別紙様式第二十一号の二（第二百四十六条の三関係）

（日本工業規格 A 4）

第 期事業報告書  $\left( \begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$

年 月 日提出

商号又は名称

住所又は所在地

氏名

（法人にあつては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

法第63条第2項又は第63条第8項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

1 業務の状況

(1) 届出年月日

① 法第63条第2項又は第63条の3第1項の届出

年 月 日

② 証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）附則第48条第2項、第4項又は第6項の届出

年 月 日

(2) 行っている業務の種類

--

(3) 当期の業務概要

--

(4) 説明書類に記載する事項

1 別紙様式第二十一号の三に記載されている事項
2 事業報告書に記載されている事項

(5) 株主総会決議事項の要旨

--

(6) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

	役員		使用人	計
		うち非常勤		
総数	名	名	名	名

② 役員 の 状況

役職名	氏名又は名称
代表取締役	〇〇 〇〇

③ 国内における代表者又は国内における代理人の状況

氏名、商号又は名称	住所又は所在地	電話番号

④ 役員の業績連動報酬の状況

役員の業績連動報酬の状況	

(7) 主たる営業所又は事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

名 称	所 在 地	役員及び使用人
		名
		名
		名
		名
		名
計 店		計 名

※営業所等に変更があった場合の注記欄（役員及び使用人の合計が(6)①の合計人数と一致しない場合は当欄に理由を付記）

--

(8) 株主の状況

氏 名 又 は 名 称	住 所 又 は 所 在 地	割 合
その他（ 名）		
計 名		100.00%

(9) 外部監査の状況

公認会計士又は監査法人の氏名又は名称	監 査 の 内 容

(注意事項)

1 業務の状況

(2) 行っている業務の種類

当期末現在において行っている業務について、法第63条第1項第1号に掲げる行為に係る業務を行っている場合は「私募」と、同項第2号に掲げる行為に係る業務を行っている場合は「運用」と記載し、同条第9項に規定する適格機関投資家等特例業務のうち投資家の保護を図ることが特に必要なものとして令第17条の13の2に規定する業務を行う場合はその旨を、他に行っている事業がある場合は当該事業の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

(3) 当期の業務概要

当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

(4) 説明書類に記載する事項

法第63条の4第3項の規定に基づき作成する説明書類に記載する事項が、別紙様式第二十一号の三に記載されている事項か、事業報告書に記載されている事項かの別について、該当する番号を○で囲むこと。

(5) 株主総会決議事項の要旨

届出者が株式会社である場合には、当期に係る定時及び臨時株主総会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。ただし、適格機関投資家等特例業務に関連しない決議事項にあっては、記載を要しない。

(6) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人（適格機関投資家等特例業務に従事する役員及び使用人に限る。②において同じ。）について記載すること。

② 役員状況

当期末現在における役員状況について記載すること。ただし、外国法人にあっては、国内における代表者（法第63条第7項第1号ニに規定する者をいう。③において同じ。）について③に記載すれば足りる。

③ 国内における代表者又は国内における代理人の状況

届出者が外国法人である場合には国内における代表者について、外国に住所を有する個人である場合には国内における代理人（法第63条第7項第2号ニに規定する者をいう。）について記載し、それ以外の場合は記載を要しない。

④ 役員業績連動報酬の状況

役員報酬等（報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であって、直近事業年度に係るもの及び直近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなったもの（直近事業年度前のいずれかの事業年度に係る事業報告書に記載したものを除く。）をいう。以下④において同じ。）に業績連動報酬（その運用財産の運用として行った取引により生ずる利益に関する指標を基礎として算定される報酬等をいう。以下④において同じ。）が含まれる場合においては、以下を記載すること。

イ 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容を記載すること。

ロ 当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法を記載すること。

ハ 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）、監査等委員（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役員及び社外役員との区分ごとに、業績連動報酬の総額及び役員報酬に占める比率並びに対象となる役員の数等を記載すること。

ニ 直近事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績について記載すること。また、当該報酬等の全部又は一部が非金銭報酬等であるときは、その内容を記載すること。

(7) 主たる営業所又は事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

当期末現在における主たる営業所又は事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所（以下(7)において「営業所等」という。）について記載すること。なお、当期中において、営業所等の設置若しくは廃止があった場合又は営業所等の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

(8) 株主の状況

届出者が株式会社である場合には、当期末現在における上位10位までの株主及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、総株主等の議決権に占める当該株主が保有する株式に係る議決権の割合を、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位まで記載すること。

(9) 外部監査の状況

財務諸表について、公認会計士又は監査法人による外部監査を、年1回以上の頻度で受けている場合に記載すること。

「監査の内容」の欄には、当該外部監査の内容について、法定監査又は任意監査の別及び結果の概要を具体的かつ簡潔に記載すること。